



内裏改作論

岩永省三

Issues concerning the rebuildings of the Imperial Domicile of the ancient Nara Palace Shozo IWANAGA

九州大学総合研究博物館：〒 812-8581 福岡市東区箱崎 6-10-1
The Kyushu University Museum : Hakozaki6-10-1, Higashi-ku, Fukuoka 812-8581, Jaqpan

I 王権論の一環としての宮の研究

A 宮の空間的事象研究の意義

古代国家を研究するにあたっては、支配者集団による広域支配・統治を可能とし永続的に維持するための諸機構・組織・制度と、それを支える社会的・経済的インフラの研究が基本的とは言いながら、どうしてもそれでは掬いきれない部分がある。社会・国家の中枢に座る王という存在を避けて通れない。日本古代の場合、時期によって呼称が変わるが、倭国王ないし天皇という「王」の権威・権力を正当化し、それを発動させる様々な装置を、システムの要素のみならず神話・儀礼などのマジカルな要素を含めて解明しなければならない。また王を中心とする権力核が、いかに形成され維持され変質を遂げて行ったかも重要な課題である。王の支配が展開する拠点としての宮の構造や機能の研究が重要な所以はここにある。

王権のもとへの支配者集団の結集は、①可視的・即物的標識で表現される身分秩序への編入(3~5世紀)、②血縁擬制を伴うウヂの形成とそのカバネ秩序への編入(5世紀後半~6世紀)、③整然とした国家機構への結集(7世紀~)へと変化した。これは結集の原理が即物的標識→観念的→制度的への変遷を辿ったと評価できるが、大枠ではそうであっても、③の段階でも、その集団内での支配従属関係を説明・正当化する神話や系譜関係、価値有る品物の授与や儀礼・宴会の繰り返し、支配者集団の紐帯を再生産し、貴族や官僚たちの奉仕や職務執行を継続させていく上で、重要な意義を有した。

天皇の宮、特にその中枢部は、天皇や貴族・官僚による政治・儀式、天皇の日常生活が展開した場であり、その空間的構造の通時的変化に、天皇と臣下との身分的關係、政治や儀式の執行形態、官僚機構の組織や成熟度などとその変動が、直接・間接に反映されている。私は2006年に奈良時代の大嘗宮遺構を素材に、その建設地の移動の意義を考察し、王権を支える支配者集団結集方式の呪術的側面を検討した(岩永2006a・b)。その際に得た着想は、王宮ないしその構成要素の造り替えは、現実的・实际的必要性のみによるのではなく、呪的意義付けが隠されており、天皇の支配を支える重要な要素とみなせるという点であった。今回は一連の作業として平城宮内裏の改作を検討するが、7世紀まで続いたと

される歴代遷宮に言及せざるをえない。

B 歴代遷宮への注目

日本では7世紀末の藤原宮以降に至って、ようやく宮の場所が固定し、それ以前は歴代の天皇ごとに一度以上宮の場所を替える歴代遷宮が行われてきた。

これはアジアの都市の本質を、王侯の宿营地と捉える古典理論の理解に照らすと興味深い。支配機構が未熟で小規模であり、王宮以外に付属施設をほとんど持たない段階では移動がしやすい。6世紀以降、全国支配のための部民制・国造制・屯倉制などが整備されるにつれて、王家の家政機関(内廷)からの一般行政機関(外廷)の分離が進むものの、有力氏による世襲的職務分掌体制下では、王宮は内廷だけを包含し、国政処理機関やその付属施設は、朝廷を構成する有力氏の統率者の本拠地(邸宅)などに分散しており、王宮付近に集中していなかったと推定できる。官司制の整備につれて外廷機能の凝縮が目指され、大化直前には外廷機構の多くを蘇我氏が掌握するようになっていたが分散性は克服されず、ようやく蘇我本宗家の滅亡によってそれらを中央政府の統括下に集約することが可能となった(八木1965・1966)。さらに(前期)難波宮への遷都は主要氏族の集住と内廷機構・外廷機構の空間的集中を初めて可能にした(直木1971)。こうして王宮の周囲に諸機関を集中させる段階になると、宮は容易に動かせなくなる。しかし、王宮が身軽であることは、歴代遷宮の必要条件ではあっても十分条件ではない。中国の諸王朝や高句麗・新羅・百済の朝鮮半島諸国で歴代遷宮が行われたわけではないからである。

C 歴代遷宮の原因

歴代遷宮を行なった事情については、様々な説が提唱されてきた。

夫婦別居に起因する父子別居から皇子が皇后の家で即位するという“父子別居説”(本居宣長『古事記伝』)、天皇崩御で宮室が穢れるので新帝は新宮を他所に営むという“死穢忌避説”(久米1891)が古来有力である。

田村圓澄氏は、本居・久米を批判し、天皇死去で住居としての宮ではなく、神宝の奉安所としての宮が穢れるのを防ぐために、新宮に移る必要があり、遷宮の行列そのものが諸豪族に対し天皇の尊貴性を誇示し周知させる意義をもったとした(田村1964)。しかし後に、即位時の神宝の奉献はそれほど古い儀礼ではない(孝徳以降)とする直木孝次郎氏の説(直木1968)を受けてであろうか、神宝の宮内での奉安もさして古く遡れぬと考え直したようで、宮を「神宝の奉安所」でなく、「祭祀所」と改めた(田村1975)。

和田萃氏は田村説を批判し、天皇死去直後でなく殯終了後に即位・遷宮が行なわれることが一般的なことから、遷宮の理由は先帝の死去よりも新帝の即位に関係するとし、適地を卜定して檀を設けて即位式を行い、そこを宮地にする慣行によるとした(和田1969)。

八木充氏は(八木1974)、既存の学説を、(1)父子別居説、(2)死穢忌避説、(3)政治的課題の解決、(4)地理的経済的理由、(5)宮殿建築の耐用性、と整理し、(3)～(5)を批判したうえで、自説として、天皇宮と皇子宮の並存に起因する東宮の内裏化と、天皇・皇后ら内裏居住者の死に対する嫌忌を挙げ、平城宮内における内裏の移建を歴代遷宮の痕跡と見た。父子別居説・死穢忌避説の再版といえよう。なお、横山浩一氏も平城宮内における内裏の移建は歴代遷宮から変化したもので先帝の穢れを忌む習慣からきていると考えていたようだが(甲元2007)、八木説とのかかわりは不明である。

井上光貞氏は、中国・朝鮮では先帝の死後大葬をまたずに即位するのに対し、日本では大葬後の即位が普通であることから死穢忌避観念が強いとし、死穢忌避を歴代遷宮の重要な理由と考えた(井上1984)。さらに安閑～崇峻は即位→

遷宮、推古～天武は遷宮→即位が主であったと指摘し、前者から後者への移行の背後に、即位儀のための設壇後に新宮を建設する方式の採用を考えた。なお、和田萃氏が古式と見た応神～武烈の適地卜定→設壇→即位を、推古～天武期に主流となった方式を過去に投影したものと見る点で和田説と異なる。

瀧浪貞子氏は遷宮の死穢忌避を強く継承し、歴代遷宮を継承する宮内遷宮が藤原京・平城京にも見られ、平安京時代の清涼殿の解体・新造を歴代遷宮の残影と評価した(瀧浪1979)

吉村武彦氏は、レガリア献上の即位儀礼を孝徳以降とする直木説(直木1968)を批判し、大化前代には、前帝の没後、一定の候補者のなかから群臣が治天下の王を推挙・選出するとともに、新帝があらためて群臣を任命するシステムがあったと主張し(吉村1989)、歴代遷宮の歴史的前提として、ヤマト王権がすでに特定の狭い地域を政治的・経済的基盤にするような段階ではないこと、大化前代では群臣の推挙プロセスが必要ゆえ、群臣の意向によって新王宮の所在地が選定される条件も無視できないと指摘した(吉村2005a・b)。なお吉村氏は、井上光貞氏が皇位継承の本来型を決める際に強調した死穢忌避説を批判しており、この批判は歴代遷宮の理由の考察にも関わってくる。

吉村説の系譜にある説として、仁藤敦史氏は、大王と臣下との人格的隷属関係を基礎とする律令制以前の権力構造において、代替わりごとに必須となる、新大王が支配機構の再編成のために行った行事の一環として歴代遷宮を考察するとともに、父子別居説については、当時の分散的な権力構造を考慮し、皇子宮が大王宮へ昇格するという現象面に限ってであれば承認できるとした(仁藤1992)。また、熊谷公男氏は、即位式の一環としての宮地の選定を重視する。王中の王・連合政権の盟主である「治天下大王」段階では、代替わりごとの更新一天つ神による大王への統治権の付託、大王と群臣の地位の相互承認が必要であり(熊谷2001)、神から統治権の付託を受ける神聖な場所をそのたびに決め、そこをそのまま王宮としたので、結果として代替わりごとに新宮を営むことになったと考えているようである。

D 歴代遷宮の終焉

歴代遷宮といっても、直木孝次郎氏が指摘したように、武烈以前にはかなり広い範囲の移動であったのに対し、継体から推古の間は、飛鳥を中心とした十市・高市・式上の3郡に集中し、舒明以後の80年間は、孝徳の難波遷都、天智の近江遷都を除けば高市郡の飛鳥地方にあり、永続的な都城出現の条件が熟しつつあった(直木1974)。細かく見ると、推古天皇の豊浦宮・小治田宮は飛鳥の隣接地であり、舒明から天武に到る天皇の宮は狭い飛鳥に収まり、しかも嶋宮や数箇所の行宮を除けば、飛鳥岡本宮(舒明)・飛鳥板蓋宮(皇極)・後飛鳥岡本宮(斉明)・飛鳥浄御原宮(天武)はほとんど同位置であるから、王宮名の変更はあっても、すでに実質的に歴代遷宮から脱していたと考える小沢毅氏の説(小沢1988・1995)が有力となっている。熊谷公男氏は小沢説を受け、舒明朝頃から王宮名が変わっても場所が固定化するとした(熊谷2001)。

歴代遷宮をしだいに困難とした事情は、すでに述べたように、中央集権的官司制の樹立へ向けた内廷・外廷諸機関の宮中一郭への統合化の進展であろう。大化前代の有力氏による世襲的職務分掌体制下では、王宮は内廷だけを包含し、外廷諸機関は朝廷を構成する有力氏の本拠地(邸宅)などに分散しており、王宮付近に集中していなかった。そうした氏ごとの職務分掌体制から、機能別に設けられた官司に官僚群が出仕して職務を行う官司制を整備するには、外廷機能を特定氏族から分離して、王宮付近に集合させる方が良い。大化直前に外廷機構の多くを掌握していた蘇我本宗家の滅亡によって、それらを中央政府の統括下に集約して国家機構を一元化する条件が整い、国政執行の空間的構成の統合が目指された(八木1965・1966)。実際、難波長柄豊碕宮への遷都は主要氏族の強制的集住と内廷・外廷諸機関の空間的集中を初めて可能にしたと考えられる(直木1971)。このように宮の周囲に諸機関を集中させる段階になると、宮を代替わりごとに動かすのが容易でなくなるのは間違いない。

ただし私は、飛鳥岡本宮から飛鳥浄御原宮に至る諸宮は、まだ完全に固定してはいないと考える。飛鳥宮の構造は、

最上層の後飛鳥岡本宮(斉明)・飛鳥浄御原宮(天武)(伝承板葺宮跡Ⅲ期)はかなり判明してきているが、その下層の諸宮は情報が断片的である。しかし小沢氏も指摘したように、Ⅲ期の中軸線はⅡ期と90mほどずれているようで、中軸線と区画の外枠を踏襲して内部を造り替えたのではなく、移動距離が短いものの遷宮をしているとみなしたい。従って歴代遷宮の慣行が確実に消滅したのは持統天皇の藤原宮以降と考える。せっかく難波長柄豊碕宮で諸機関集中を目指しながらも、斉明が難波から狭隘な飛鳥へ都を戻すと、(時期は下るが)飛鳥浄御原宮の民官が雷山(雷丘)にあった忍壁皇子の宮の失火で延焼したことから判明するように(岸1981)、ある程度ばらけた状態に逆戻りするようであり、そのことが藤原遷都までは、距離は短いながらも遷宮を可能とした条件にもなっていると考える。

歴代遷宮終焉の理由として田村圓澄氏は、②仏教受容により死穢の観念が支配力を弱められ、先帝の追善法会が営まれたりして、死穢を直接遷宮に結びつける神祇的見解が緩和された。③豪族が官僚化し本貫を離れ京内に定住し私寺を建てるようになると遷宮が困難になる。さらにその背後に、神祇的権威によって天皇を荘厳し続けようとした中臣・忌部の祭祀グループと、律令支配体制による天皇権力確立を図る官人貴族層との意識・地位の懸隔が有るとした(田村1975)。和田萃氏は大極殿が成立し即位場所が固定したこと、火葬の採用で殯が消滅し皇位の空白期間が短縮したこと、皇位継承が「不改常典」により定まったこと挙げる(和田1969)。熊谷公男氏は、「治天下大王」から超越的存在である「現神御宇天皇」への変化の中で、代替わりごとの群臣の推戴と神からの統治権の付託一が必要でなくなり(熊谷2001)、神から統治権の付託を受ける神聖な場所をそのたびに決め、そこをそのまま王宮とすることがなくなったので、結果として代替わりごとに新宮を営むこともなくなったと考えているようである。

Ⅱ 平城宮内裏の改作

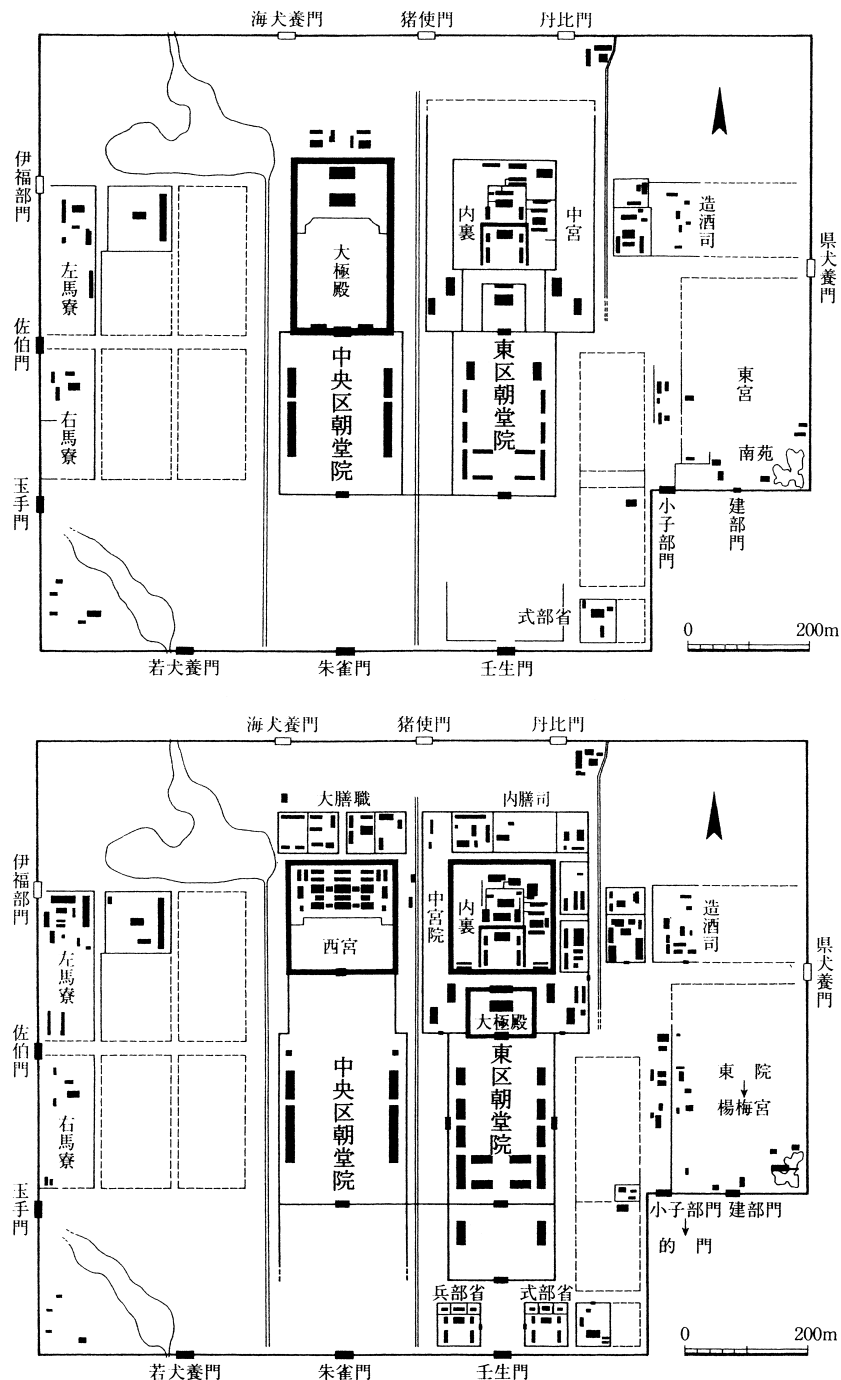
A 内裏改作への注目

歴代遷宮の意義を考察するには、歴代遷宮していた段階の宮の内部構造とその変遷を知る必要があるが、前期難波宮・後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮がある程度判明しているものの、他の諸宮については考古学的情報がまだ不十分であるから、遺構に即した考察ができない。

そこで視点をずらして、歴代遷宮の停止後も、その意義を引き継ぐ何らかの現象が「宮」内に見られるだろうと推定し、その把握を試みよう。その場合、歴代遷宮していた頃の「宮」は、7世紀後半以降に朝堂院や曹司を備えるようになった「宮」の全体ではなく、主として内裏部分に相当することを前提とし、藤原宮以降の諸宮で内裏の状況が最も良く判明している平城宮の内裏を検討する。残念ながら藤原宮内裏は醍醐池と重複しほとんど調査されておらず、長岡宮内裏は第二次内裏の一部分のみが判明しており、平安宮内裏は九条家本『延喜式』付図によって平安時代初期の建物配置は判明するものの、具体的な造り替えの様相が不明であるために、平城宮に考察を集中させざるをえない。

かつて八木充氏・横山浩一氏は平城宮内における「内裏の移動」を重視し、これを歴代遷宮の名残とみなした(八木1974・甲元2007)。これは奈良国立文化財研究所で1962年に提唱され(奈文研1962)、1970年代まで有力であった、「第一次内裏・朝堂院」から「第二次内裏・朝堂院」への遷移説を前提としたものであるが、現在では平城宮内の「内裏の移動」は否定されており、内裏は固定していた事が確定しているから(第1図)(ただし天皇のご在所が一定していた訳ではない)、本稿では「内裏の移動」ではなく、常設居住施設としての内裏の造り替えと内裏中心殿舎の位置に注目する。

筆者は平城宮内裏の検討に先立ち、平城宮内の大嘗宮の分析を行い、東区朝堂院内における大嘗宮建設地の移動(ずれ)には重大な意味が隠されていることを論じた(岩永2006a)。すなわち、元正・聖武・淳仁・光仁・桓武の5代の大嘗宮は東区朝堂院にあるが、大嘗祭が新たに挙行されるたびに大嘗宮が意図的に南へずらされ、特に桁行40尺の悠紀殿・主基殿を前回と重複しないように40尺ずつ移動させている。そのような不可思議な原則を(桓武を除いて)遵守しようとした



第1図 奈良時代前半の平城宮(上)、後半の平城宮(下)(小沢2003を一部改変)

理由は、歴代の天皇が皆、天神御子としての聖性を付与され呪能を獲得し、海原や葦原中国を服属させ地上世界を支配する正統性を獲得する……時間を原初に戻し太古の混沌の中からあらたに代を創め、モータルな存在としての王が世々交代することによって王権を永遠化するためには、既設の施設を用いずに大嘗祭のたびに黒木造りに草葺の「原始的」殿舎を設け、そのつど最初のこととして演出する必要があったからであり、正殿は過去の記録に基づいて前回の正殿位置を現場で確認し、重複しないように細心の注意を払って「新たな」場所に設けることが不可欠だったのであろう。もちろん偽のアルカイズムである。

すでに述べたように、平城宮内で内裏は移動しておらず、大嘗宮の移動と同列には論じられないが、内部の造り替えと内裏中心殿舎の位置に注目し、かつての歴代遷宮を引き継ぐ何らかの重要な意義が隠されていないか探索してみよう。

B 平城宮内裏の遺構変遷

平城宮内裏の遺構は、『平城宮発掘調査報告XIII』（奈文研1991）（以下『学報XIII』と略す）で変遷案が示され、I期～VI期の6時期に区分されている（第2図）。本稿では、『学報XIII』の見解に大枠で従いつつ各期の建物配置などを概観してから、各期の年代について検討する。

I期:一辺600尺の正方形を掘立柱塀で区画し、その中央やや北寄りにご在所正殿SB4700、区画南半の中央に内裏正殿SB460を置く。II期以降と異なりSB4700・SB460の周囲には建物がないが、SB4700より北側には東西棟の付属殿舎を数棟配す。内裏の中心的建物として同形同大の大型東西棟建物を2棟並行させるプランは、飛鳥宮跡III期（後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮-第2図）に存在することが橿原考古学研究所による2004年（第153次）・2006年（第155次）の調査で判明しており（注1）、藤原宮内裏では不明ながら、平城宮I期のプランは7世紀後半の内裏を継承するものと言える。

II期:大掛かりな改造を行う。外周の区画を北端で3間、南端で6間南にずらし、南北630尺とする。I期のご在所正殿・内裏正殿の位置を踏襲して、一回り小さなSB4703A・SB450Aを建て、内裏正殿に対しては東西2棟ずつの脇殿を建て、それら5棟の東西北3方を回廊で囲って正殿区画を形成する。御在所正殿に対しては東西1棟ずつの脇殿と後殿を建て、それら4棟の東西北3方を塀で囲って御在所区画を形成する。御在所区画の北側に4棟、東北側に1棟、東側に4棟の殿舎を建てる。東北区のSB8000は御在所正殿と同規模・同形式で格が高い。東側区画の様相は6期に至るまで大きくは変化しない。

III期:II期の外周区画を同位置で築地回廊に建て替え、以後VI期まで踏襲される。区画内の建て替えは小規模である。正殿区画ではII期の建物を踏襲するが、御在所区画では正殿・脇殿の廂を改造・増築し、後殿を建て替える。御在所区画北側では建物を3棟にし、東北区画は建物が無い広場とする。

IV期:III期に比して大掛かりな改作を行い、正殿区画では正殿を建て替え、御在所区画ではII期の正殿・後殿を撤去し、南にずらして建て替える。御在所北側では建物を2棟、東北区画に1棟とし、これら3棟を一体として用いた。

V期:外周区画は変わらないが、内部の大規模な建て替えを行ない、構造が大きく変化する。正殿区画では正殿を南にずらし脇殿を1棟ずつとし、区画の南北幅を6割に縮小して塀に替える。これに対して御在所区画の南北幅を1.6倍に拡大して塀で囲い、その内部を南4分の1と北4分の3に分けて、南部に御在所正殿と東西棟の脇殿を置き、北部に皇后宮正殿・前殿と2棟の脇殿、3棟の後殿を配す。II～IV期に比して正殿区と御在所部分が縮小され、広い皇后宮が出現したのがV期の特徴である。皇后宮の北側の狭くなった区画には2棟を建てる。東北区には小型建物や塀があるが一時的なもので基本的には広場であった。

VI期:皇后宮内で前殿・後殿を建て替えるが配置に変化は無い。北区には建物が無くなる。東北区は塀で囲った独立区として正殿・後殿を建ており、後宮と評価される。当期にはV期の皇后宮に加えて後宮が創設され、平安宮内裏の構成要素が揃った。

以上、『学報XIII』の記述に拠りつつ遺構変遷を略述した。I～VI期とその南側の東区大極殿・朝堂地区の遺構変遷との対応関係について『学報XIII』は、I・II期を東区下層、III～VI期を東区上層としている。筆者はこれには異論があり、III期の期間中に大極殿・朝堂院が下層から上層に建て替えられたと変更したいが、次項でI～VI期の年代を検討してから触れる。

C 各期の年代

次に、I～VI期のそれぞれの年代幅を、『学報XIII』の見解からいったん離れて、遺構からの出土遺物に即してどこまで絞り込めるか検討しよう。各期の上限を柱掘形出土遺物の中で最新のもの、下限を柱抜取穴出土遺物の中で最新のものによって決める。当然ながら下限は複数時期に渡る遺構ではなく、1時期に収まる遺構で決めなければならない。また『学報XIII』で遺物出土遺構を「柱穴」と記すものは柱掘形か抜取穴か判断つかない場合は除いた。土器編年および軒瓦編年の実年代比定については、『学報XIII』『学報XIV』『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』（奈文研1995）に従い、以下のように考えておく。

土器I期：708-715、土器II期：715-730、土器III期：730-750、土器IV期：750-765、土器V期：765-784。土器III期は近年3段階に区分されているので、古段階：730年代、中段階：740年代前半、新段階：740年代後半を目安とする。

瓦I-1期：708-715、瓦I-2期：715-721、瓦II-1期：721-729、瓦II-2期：729-745、瓦III-1期：745-749、瓦III-2期：749-757、瓦IV-1期：757-767、瓦IV-2期：767-770、瓦V期：770-784。

以上の遺物編年に基づき、内裏I～VI期の年代を検討する（変遷対照表・平城宮年表）。

I期：遺構からの遺物の出土は少ない。SB4700の柱抜取穴から6311B、SB8010の柱痕跡から6311Aが出土し、解体が瓦II-1期に下る。

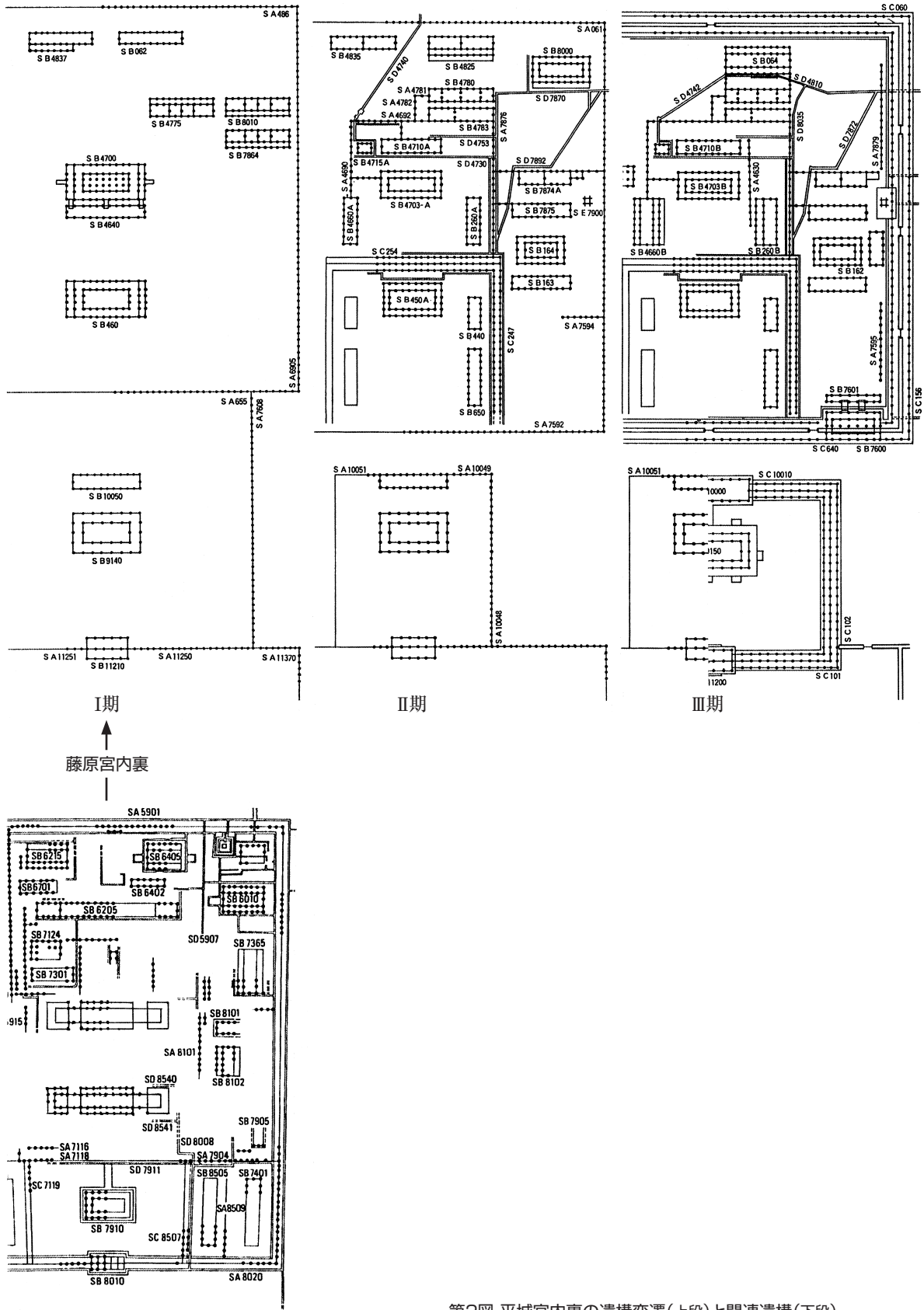
II期：上限は柱掘方から出土した6311Ba、6313A・B・C、6664D・F、6685Bから見て瓦II-1期、下限は、SB4825柱穴出土の6308から見て瓦II-2期となる。

III期：III期の主要所用瓦は瓦III-1期の6225A・C—6663Cや6131A・6296A・6320Aa—6691Aである。III期に作られた築地回廊や楼閣SB7600はVI期まで存続し、礎石抜取穴や雨落溝出土の瓦は瓦I～IV期と幅があるが、創建時の主要組み合わせは、6225A・C—6663Cであり、740年代後半を上限とする。さらに絞り込むと、SC156基壇積土から6664D・6666A・土器III期、SB064柱穴から6225A、SA4630柱穴から土器III・IV期が出土しており、この中で最新の土器IVまで下るから750年に近い頃となる。下限を示す適当な遺物は少ないが、II期に建設されIII期まで存続したSB4780柱抜取穴から瓦6282Ba・Fbと土器IV期が出土しており、土器IV期に収まると見てよい。

IV期：上限はSB4704・4800柱掘形から土器IV期が出土しており、当期の主要所用瓦が6282—6721、瓦IV-1期の6133A・B・C—6732A・Cでありことと合わせて、760年前後となろう。下限は、SB4704の柱抜取穴から瓦IV-1期の6732Aと土器IV期が出土し、II期に建設されIV期まで存続したSC254・SB260・SA7887の柱抜取穴から瓦6282Ha・6721Gaと土器III～V期が出土しており、土器V期まで下る。

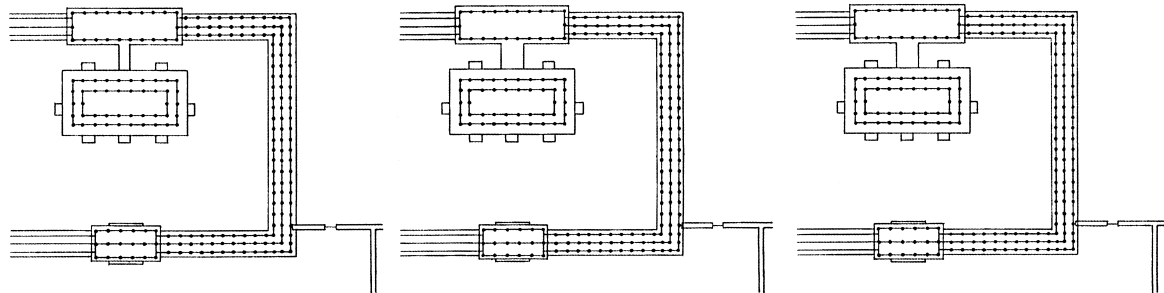
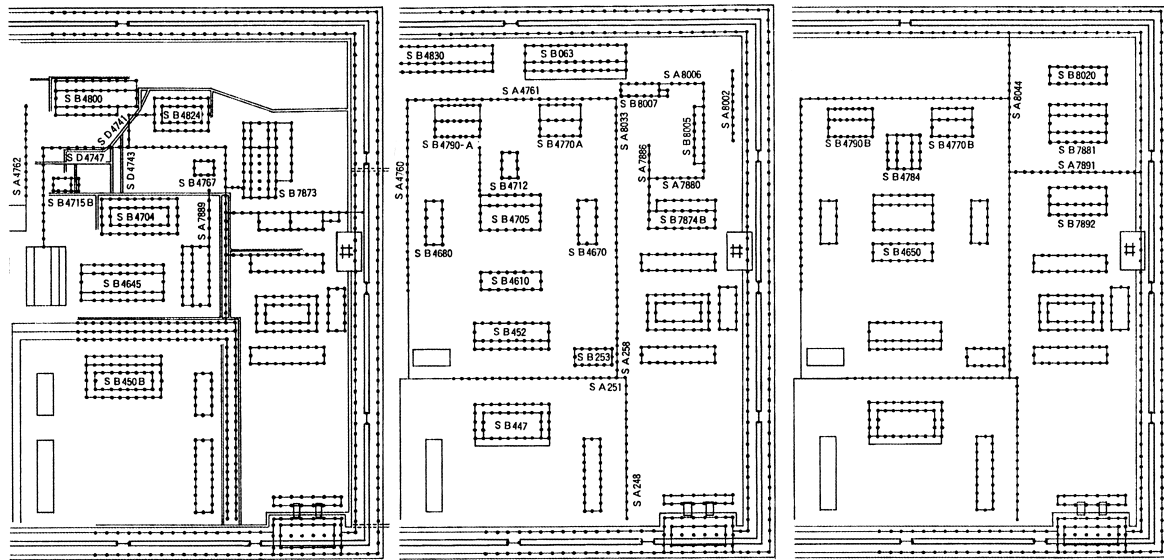
V期：上限は、SB4705・SB4680・SA4760柱掘形から土器V期、SA4761柱掘形から土器V・VI期、SB063柱掘形から土器IV・V期が出土しており、土器V期である。下限はSB063柱抜取穴から土器IV・VI期が出土しているが、内裏VI期の年代から見て、土器V期末に収めておくべきであろう。

VI期：上限は、SB8020柱掘形から土器VI期が出土しており、長岡遷都に近い時期である。下限は、SA4761柱抜取穴から土器V・VI期、SA4760柱抜取穴から土器IV・V・VII期、SA7891柱抜取穴から土器V・VII期、SB4705・4680柱抜取穴から土器VI～VII期、SB7881柱抜取穴から土器VII期、SA251柱抜取穴から土器VII期が出土した。III期に創建されVI期まで存続するSC156礎石抜取穴から瓦IV-1期の6133A・6732A・6732C、II期に建設されVI期まで存続するSA7876・SB163・SB164の柱抜取穴から瓦III～IV期の6282B・6721と土器IV・V期、V期に創建されVI期まで存続するSA248柱抜取穴から土器V期が出土した。以上から、内裏VI期の下限はVI以降となり、長岡遷都期と重なる。



飛鳥宮跡Ⅲ期(小沢1995を一部改変)

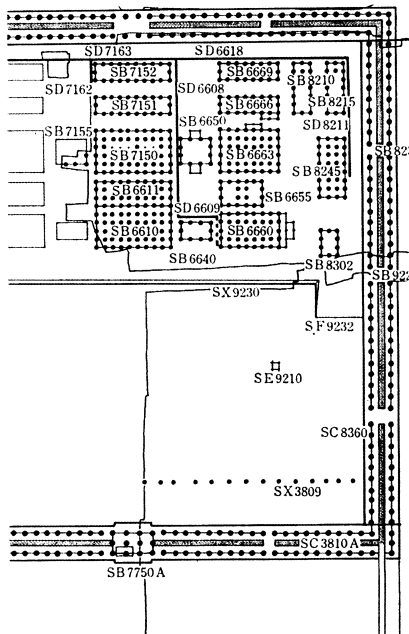
第2図 平城宮内裏の遺構変遷(上段)と関連遺構(下段)
(1/2500 上段は奈文研1991を一部改変)



IV期

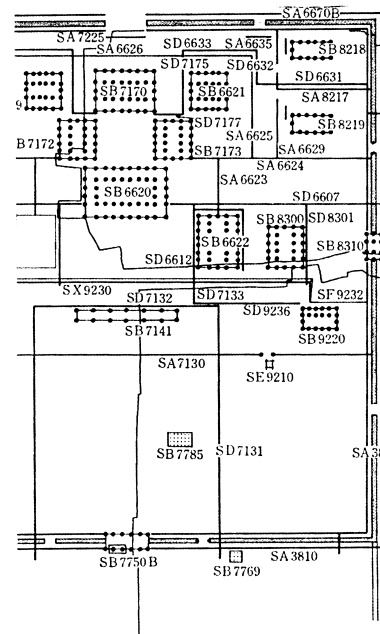
V期

VI期



中央区第II期(西宮)

(奈文研1982を一部改变)



中央区第III期(平城西宮)

変遷対照表(1)

		天皇・上皇・皇太子の変遷								遺構時期区分			遺物編年	
西暦	年号	元明	元正	聖武	光明	孝謙	淳仁	光仁	桓武	中央区	東区朝堂院	内裏	土器	瓦
710	和銅3	天皇								造営工事	下層	I期	土器I	瓦I-1
711	4	〃												
712	5	〃												
713	6	〃												
714	7	〃		皇太子										
715	8・靈龜1	→上皇	天皇	〃						I-1期開始			↓	瓦I-2
716	2	上皇	〃	〃								土器II		
717	3・養老1	〃	〃	〃										
718	2	〃	〃	〃										
719	3	〃	〃	〃										
720	4	〃	〃	〃										
721	5	死去	〃	〃								改作		瓦II-1
722	6		〃	〃								↓		
723	7		〃	〃								II期		
724	8・神龜1	→上皇	→天皇							神龜～				
725	2	〃	〃							天平初年に				
726	3	〃	〃							I-2期開始				
727	4	〃	〃											
728	5	〃	〃											
729	6・天平1		〃	〃	皇后								↓	瓦II-2
730	2		〃	〃	〃							土器III古		
731	3		〃	〃	〃									
732	4		〃	〃	〃									
733	5		〃	〃	〃									
734	6		〃	〃	〃									
735	7		〃	〃	〃									
736	8		〃	〃	〃									
737	9		〃	〃	〃									
738	10		〃	〃	〃									
739	11		〃	〃	〃	皇太子							SD5100	
740	12		〃	〃	〃	〃				I-3期開始			SD5300	
741	13		〃	〃	〃	〃							↓	
742	14		〃	〃	〃	〃							土器III中	
743	15		〃	〃	〃	〃							↓	瓦III-1
744	16		〃	〃	〃	〃							土器III新	
745	17		〃	〃	〃	〃				I-4期開始				
746	18		〃	〃	〃	〃							↓	
747	19		〃	〃	〃	〃						改作	SK820	
748	20		死去	〃	〃	〃						↓	SK2101	↓

D 内裏改作の背景

天皇の代替わりと内裏改作との関係を文献史学の研究成果を参照しつつ検討し、前項で検討した各期との対応関係を明らかにする(変遷対照表・平城宮年表)。結論的には、天皇の代替わり前後に改作しており、改作の着手が実際の代替わりに先立つことが多いことが判明する。

元明→元正 史料上では元明朝に内裏が見えず、どの程度整備されていたのか不明である(橋本1991)。元正天皇は和銅7(714)年に立太子した首皇子が成長して皇位につくまでの中継ぎであったが、元正即位前後のご在所の整備状況は不明で、元正即位5年後の養老4(720)年以降ようやく史料に内裏が現われる。

元正→聖武 養老5年(721)12月の元明太上天皇の死去直前たる9月に中納言従三位藤原武智麻呂が、造宮卿を兼任し宮内の改作に着手した。養老8(724)年2月に元正は首皇子(聖武)に譲位したから、この改作開始を首皇子即位を目指すものとするのが通説であるが、元正天皇の治世を荘厳化するための事業とする反論がある(橋本1991)。

首は予定調和的に円満に即位に至ったわけではない。養老4(720)年の藤原不比等の死後、再び勢力挽回してきた皇親勢力(舎人親王・新田部親王・長屋王)と藤原氏との対抗関係が緊迫の度を増しており(岸1966)、こうした中で、(元明の孫)首皇子即位までの中継ぎ役としての元正天皇(元明の娘)への譲位後も国政の実権を握っていた元明太政天皇の死

平城宮年表(1)

平 城 宮 年 表 (1)			
西暦	年 号	天皇	主要なできごと及び地区名・殿舎名を含む記述(抜粋)
710	和銅3	元明	初めて平城に遷都。
711	4		宮垣未だ成らず。
712	5		
713	6		
714	7		首皇子元服立太子。
715	8・靈龜1	元正	天皇大極殿に御し受朝。従四位下多治比県守を造宮卿となす。氷高内親王受禪し、大極殿において即位す。
716	2		大嘗す。
717	3・養老1		
718	2		
719	3		大極殿に御し受朝。
720	4		右大臣正二位藤原不比等崩す。
721	5		中納言従三位藤原武智麻呂造宮卿を兼任。工匠を率いて宮内を改作す。元明上皇平城宮中安殿に崩す。
722	6		
723	7		天皇中宮に御し、諸臣に授位。
724	8・神龜1		天皇大極殿に御し、受朝。中宮に御し、五位以上を宴す。首皇子受禪。大極殿において即位す。初めて催造司を置く。大嘗。
725	2	天皇大安殿に御し、冬至賀辞を受く。	
726	3		
727	4	天皇大極殿に御し、受朝。天皇内安殿に御し、官政の是正を詔す。天皇中宮に御す。	
728	5	天皇大極殿に御し、…皇太子基王崩す。	
729	6・天平1	左大臣長屋王謀反と密告され自刃。天皇大極殿に御し、授位。五位及び諸司の長官を内裏に喚入れ、光明立後の所以を勅す。	
730	2	天皇大極殿に御し、受朝。天皇大安殿に御し、五位以上を宴す。天皇中宮に御す。	
731	3	天皇中宮に御し、群臣を宴す。諸司の主典以上を内裏に引入れ、官人の推挙につき勅す。	
732	4	大極殿に御し、授朝。天皇始めて冕服を服す。	
733	5	天皇中宮に御し、侍臣を宴す。	
734	6	天皇中宮に御して侍臣を宴し、五位以上を朝堂に饗す。	
735	7	天皇中宮に御し、侍臣を宴す。また五位以上を朝堂に饗す。天皇大極殿に御す。	
736	8	聖武	元正上皇・光明皇后ともに皇后宮に在りて肆宴。
737	9		金光明最勝王経を大極殿に講ぜしむ。群臣を中宮に宴す。皇太夫人宮子、皇后宮にて玄昉法師の看病をうける。
738	10		天皇中宮に御し、侍臣を宴す。五位以上を朝堂に饗す。阿倍内親王立太子。
739	11		天皇中宮に御し、諸臣に授位。
740	12		天皇大極殿に御し、朝賀を受く。渤海使らに宴を朝堂において賜う。天皇中宮閣門に御す。恭仁京に遷都。
741	13		
742	14		
743	15		紫香樂に行幸のため、…紫香樂宮を作る。よって恭仁宮の造作を停む。
744	16		安積親王薨す。難波宮を皇都と定む。始めて紫香樂宮を営むも、百官未だ成らず。
745	17		平城環都。中宮院を以てご在所となし、旧の皇后宮を宮寺となす。無遮の大会を大安殿に設く。天皇不予。五位以上を内裏に宴す。
746	18	橋諸兄ら元正上皇の御在所(中宮西院)に参りて掃雪に供奉す。※天平17年12月～天平19年いっぱい「内裏」見えず。	
747	19		
748	20	五位以上を内裏に宴し、余は朝堂に饗す。元正上皇寢殿に崩御。	

去は、元明の意を受けて和銅7(714)年に立太子していた首皇子(不比等の孫)の地位をも磐石ではなく要素もっていた。したがって、元明の死で弱化した元正の治世に挺入れすることと、将来の首即位の環境を整えることは表裏一体と評価すべきであるから、養老末年の改作に関する通説を支持して良いと考える。

元明の死が目前に迫り、政局不安定化が見えた時点での、藤原武智麻呂を造宮卿に据えての内裏改作開始は(注2)、首皇子即位の環境を早急に整える必要性からであると思われ、元正は2年ほどで譲位し首皇子を即位させた。

聖武→孝謙 平城環都後の天平17(745)年9月に聖武が行幸先の難波宮で不豫となり、その後も聖武はあまり健康に恵まれず、天平20(748)年4月の元正太上天皇の死後まもなく、翌天平勝宝元(749)年7月に阿倍に譲位した。この間の天平17(745)年12月から天平19年いっぱいまで「内裏」の語が見えず、19年には儀式や宴の際の南苑への出御が目立ち、大極殿・朝堂など他の施設や殿舎は現われない。したがって天平18～19年は内裏を使えない状況であり、改作が推定できる(橋本1991)。前項で検討した内裏Ⅲ期の年代観から見て、この改作の結果完成したのが内裏Ⅲ期の建物と見られる(注3)。

天皇として22年間君臨した聖武の不豫は、天平12年以来の彷徨(恭仁・紫香樂・難波)によって、社会不安と貴族層内部での不満を醸成していたことも相まって、安積親王をさし措いての異例の女性皇太子であった阿倍内親王に対する反発を表面化させつつあった。間もなく回復した聖武は阿倍への譲位に向けての準備を加速させたと思われ、この時期

変遷対照表(2)

西暦	年号	天皇・上皇・皇太子の変遷						遺構時期区分			遺物編年			
		元明	元正	聖武	光明	孝謙	淳仁	光仁	桓武	中央区	東区朝堂院	内裏	土器	瓦
749	21・天平勝宝1			→上皇	→皇太后	→天皇				I-4期途中	改作	Ⅲ期途中	↓ 土器Ⅳ	瓦Ⅲ-2
750	2			〃	〃	〃				↓			↓	
751	3			〃	〃	〃				↓			↓	
752	4			〃	〃	〃				↓			↓	
753	5			〃	〃	〃			SB7802解体上限	上層?		SB7802		
754	6			〃	〃	〃			改作	〃				
755	7			〃	〃	〃			↓	〃				
756	8			死去	〃	〃			↓	〃				↓
757	9・天平宝字1				〃	〃	皇太子		宝字年間に	上層				瓦Ⅳ-1
758	2				〃	→上皇	→天皇		Ⅱ期完成					↓
759	3				〃	〃	〃		・未完成					↓
760	4				〃	〃	〃		両方の可能性		改作			↓
761	5				〃	〃	〃				↓			↓
762	6				〃	〃	〃				Ⅳ期	SK219		↓
763	7				〃	〃	〃				放棄か?	↓ 土器Ⅴ		↓
764	8				〃	〃	〃		Ⅱ期(西宮)			↓		↓
765	9・天平神護1				〃	〃	〃		〃			↓		↓
766	2				〃	〃	〃		〃			↓		↓
767	3・神護景雲1				〃	〃	〃		〃			↓		瓦Ⅳ-2
768	2				〃	〃	〃		〃			↓		↓
769	3				〃	〃	〃		〃			↓		↓
770	4・宝龜1				〃	〃	〃	天皇	放棄か?			↓		瓦Ⅴ
771	2				〃	〃	〃	〃			改作			↓
772	3				〃	〃	〃	〃			↓			↓
773	4				〃	〃	〃	皇太子			Ⅴ期			↓
774	5				〃	〃	〃	〃						↓
775	6				〃	〃	〃	〃						↓
776	7				〃	〃	〃	〃						↓
777	8				〃	〃	〃	〃						↓
778	9				〃	〃	〃	〃						↓
779	10				〃	〃	〃	〃						↓
780	11				〃	〃	〃	〃						↓
781	天応1				〃	〃	〃	→上皇・死去	→天皇					↓
782	2・延暦1				〃	〃	〃							↓
783	2				〃	〃	〃				改作			↓
784	3				〃	〃	〃				Ⅵ期			↓
785	4				〃	〃	〃			長岡宮		土器Ⅵ		↓
786	5				〃	〃	〃					↓		↓
787	6				〃	〃	〃							↓
788	7				〃	〃	〃							↓
789	8				〃	〃	〃							↓
790	9				〃	〃	〃							↓
791	10				〃	〃	〃							↓
792	11				〃	〃	〃							↓
793	12				〃	〃	〃							↓
794	13				〃	〃	〃							↓

の内裏の改作はこうした状況下で理解できよう。

孝謙→淳仁 孝謙の治世の前半は、聖武による内裏改作の後を受けた宮内復興が続いた。特に天平勝宝元年(749)から4年にかけては、東区の朝堂院とその正殿を瓦葺・礎石建物に改築中であり(注4)、本来東区朝堂院で挙行すべき大嘗祭が南薬園新宮で、朝賀の儀式や出雲国造の神賀詞奏上の儀式が大郡宮(注5)や薬園宮で(渡辺2006)、一代一度の仁王経講説が中宮安殿で行なわれた(橋本1991)。

孝謙は未婚で子供がないから、聖武太政天皇は死去前に遺詔で新田部親王の王子道祖王を皇太子に立てていたが、天平勝宝8歳(756)5月に聖武が死去すると、遺詔は無視されて天平勝宝9(757)歳3月に道祖王は廃され、孝謙は藤原仲麻呂の意を受けて強引に大炊王を立太子させた(天平勝宝9歳4月)。その直後から内裏改作に着手し、孝謙は天平勝宝9歳5月に仲麻呂の私邸田村第に移御したが、橘奈良麻呂の陰謀の発覚で宮に戻り(橋本1991)、独裁体制を

平城宮年表(2)

平 城 宮 年 表 (2)			
西暦	年 号	天皇	主要なできごと及び地区名・殿舎名を含む記述(抜粋)
749	天平勝宝1	孝謙	皇太子阿部内親王受禪。大極殿に即位。河内国へ行幸。大郡宮へ還る。南葉園新宮において大嘗す。
750	2		天皇大安殿に御し受朝。大郡宮へ環り…宴す。自余を葉園宮に饗す。(大郡宮行幸終了)中宮安殿において…仁王経を講ぜしむ。
751	3		天皇南院に御し、諸司主典以上を宴す。※天平勝宝元年～天平勝宝4年5月まで大極殿・朝堂見えず改作か。
752	4		遣唐使副使以上を内裏に召して節刀を給う。新羅使を朝堂に饗す。
753	5		大伴家持内裏に侍りて…。渤海使らを朝堂に饗す。
754	6		五位以上を内裏に宴す。大皇太后宮子中宮に崩す。
755	7		聖武上皇不葬。
756	8		聖武上皇寢殿に崩御。道祖王立太子。
757	天平宝字1	淳仁	道祖王廢太子。大炊王立太子。大宮改修のため、天皇、田村宮に移御。橘奈良麻呂らの謀反露見す。内裏において肆宴。
758	2		皇太子大炊王受禪。大極殿に即位。是日百官僧綱朝堂に詣り…。乾政官院に御し、大嘗の事を行う。
759	3		大極殿に御し、受朝。造宮輔中臣丸連張弓ら保良宮を造る。
760	4		大極殿に受朝し内裏に五位以上を宴す。従四位下石川名人を造宮卿となす(改作開始か)。光明皇太后崩御。小治田宮へ行幸。
761	5		新宮未だならざるを以て廢朝す。武部曹子を御在所となす。「平城宮改作のため、暫く移りて近江保良宮に御す」と詔す。
762	6		廢朝す。宮室未だ成らざるを以てなり。高野天皇、帝と隙あり。平城宮に還る。帝は中宮院に御し、高野天皇は法華寺に御す。
763	7		大極殿に御し、受朝。従五位上藤原宿奈麻呂を造宮大輔に、従五位下石川豊人を同少輔に任ず。
764	8		恵美押勝の乱。高野天皇…中宮院を開ましむ。帝…小子門より配所に衛送さる。従四位下小野石根を造宮大輔となす。
765	天平神護1	称徳	高野天皇西宮前殿に御し、受朝。道鏡太政大臣禪師となる。
766	2		
767	神護景雲1		大極殿において始めて御齋会を修す。僧六百口を屈して西宮寢殿において設齋す。
768	2		大極殿に御し、受朝。新嘗豊楽を西宮前殿において設く。
769	3	大極殿に御し、受朝。法皇道鏡西宮前殿に居す。由義宮を以て西京なす。	
770	4・宝亀1	光仁	天皇西宮寢殿に崩御。白壁王立太子。白壁王大極殿において即位す。宝亀3年正月まで「内裏」見えず。
771	2		大極殿に御し、受朝。太政官院に御し、大嘗の事を行う。五位の主典以上を朝堂において宴す。
772	3		大極殿に御し、受朝。次侍従以上を内裏に宴す。井上内親王廢后。皇太子他戸王廢太子。僧百口を屈して齋を楊梅宮に設く。
773	4		大極殿に御し、受朝。五位以上を内裏に宴す。山部親王立太子。造宮卿高麗福信楊梅宮の造作を完成。天皇楊梅宮に移り居す。
774	5		五以上を内裏に宴す。五位以上を楊梅宮に宴す。
775	6		五以上を内裏に宴す。
776	7		五位以上を前殿において宴す。造宮卿高麗福信近江守を兼ね、従五位上藤原鷲取は造宮少輔となる。
777	8		五位以上を前殿において宴す。従五位上藤原鷲取を造宮大輔に、従五位下文室子老を同少輔に任ず。太政官・内裏の庁に震す。
778	9		次侍従以上を内裏に宴し、自余の五位以上を朝堂に饗す。
779	10		天皇、大極殿に御し、受朝。唐使を朝堂において饗す。
780	11		天皇、大極殿に御し、受朝。
781	天応1	桓武	皇太子山部親王受禪。即位。従四位上藤原鷹取を造宮卿となす。太政官院に御し、大嘗の事を行う。光仁上皇崩御。
782	2・延暦1		氷上川継の謀反発覚。※天応元年10月～延暦2年いっばいまで「内裏」見えず。
783	2		天皇大極殿閣門に御して、宴を五位以上に賜う。大隈・薩摩の隼人らを朝堂において饗す。天皇閣門に御し、臨観す。
784	3		中納言正三位藤原小黒麻呂らを山背国に遣し、遷都のため乙訓郡長岡村の地を相せしむ。天皇長岡宮に移幸す。
785	4		天皇平城宮に行幸。長岡宮において藤原種継射殺さる。天皇平城宮より環る。
786	5		
787	6		
788	7		
789	8		
790	9		
791	10		平城宮の諸門を壊ちて長岡宮に移作せしむ。
792	11		諸衛府を率いて平城旧宮を守らしむ。
793	12		
794	13	平安宮に遷都。	

確立した仲麻呂の意を受け、翌天平宝字2(758)年8月に大炊王に譲位した。聖武の死後強引に皇太子を挿げ替えた直後からの内裏改作開始は、大炊王即位の環境を早急に整える必要性からであると思われる、孝謙は1年ほどで譲位し大炊王を即位させた。

この時期には、天平勝宝9(757)歳に改作に着手したものの、同年の天平宝字元(757)年に「内裏」の語が見られることから、奈良麻呂事件で中断したようで、淳仁が入る内裏の建設は、図らずも即位後にずれ込んでしまった。

淳仁即位後にずれ込んだ改作 本来であれば、譲位前に大略終えておくべき天平勝宝9歳開始の改作は、奈良麻呂事件の勃発で中断されたのに加え、大炊王への譲位の前倒しもあって、改作の主要部分は淳仁即位後しばらくしてから再開された。天平宝字4(760)年8月の小治田宮行幸、翌5年1月の平城宮建部曹司への移動、さらに5年10月からの近江保良宮への行幸は、平城宮改作の未完のためである。この間の改作は、おそらく仲麻呂が威信を掛けて取り組んだ

ためか相当大規模であつたらしく、天平宝字6(762)年5月に淳仁天皇と孝謙太上天皇が保良宮において不和となり、両者が平城に戻った際に、淳仁が「中宮院」(奈良時代前半以来の東区の内裏)に入っているから内裏は完成していたのであろうが、孝謙は法華寺に入っているから太上天皇御在所は未完成であつたのかもしれない。ただし、完成していても淳仁との不和のため、あえて宮外に留まった可能性もある。いずれにせよ、その後孝謙は平城宮内に移り、「内裏」を居所としたが、この「内裏」は奈良時代前半以来の東区の内裏ではなく、中央区北半の奈良時代前半の大極殿院跡地に新設された宮殿区画(中央区第Ⅱ期)であり、後に孝謙が重祚した称徳天皇時代の「西宮」を指す。したがって東西に並ぶ淳仁天皇御在所(東)と孝謙太上天皇御在所(西)を同時並行で造っていたことになる。(注6)

前項で検討した内裏Ⅳ期の年代観から見て、天平宝字6年5月以前に完成した淳仁御在所が内裏Ⅳ期の建物と見られる。

なお、中央区第Ⅱ期の唐風宮殿が、仲麻呂の主導で建設されたのであれば、淳仁と仲麻呂の即位以前からの結びつきから見て、淳仁天皇の「中宮院」であり、称徳天皇の「西宮」は東区内裏に当たるとする説が有力であつた(今泉1980・阿部1984・橋本1991)。しかし、称徳大嘗宮が中央区朝堂院で発見されたことで(367・376・389次)、中央区第Ⅱ期は「西宮」と確定したと考えてよい。淳仁-仲麻呂と孝謙との関係は、天平宝字4年6月の光明皇太后死去によって仲介者を失うものの、同5年11月の道鏡の出現までは悪くはないから、仲麻呂が孝謙のために豪華なご在所を造営してもおかしくはない。むしろ、淳仁天皇のご在所は天皇の内裏としての伝統を尊重し、従来場所・スタイルを踏襲したのに対し、太上天皇のご在所はそうした縛りがなく、唐風の斬新なスタイルで造る事が可能であつたと言えよう。

淳仁→称徳 淳仁は藤原仲麻呂の乱後に廃され、孝謙が重祚して称徳天皇となつたが、激しく対立した淳仁のご在所を忌避したのか、即位後も太上天皇時代のご在所を継続使用し、そこは「西宮」と呼ばれるようになった。天平神護元年(765)11月の大嘗祭も、元正・聖武・淳仁が大嘗祭をおこなった東区朝堂院ではなく、「西宮」の南に位置する中央区朝堂院で挙行了。したがって、従来行なわれてきた新帝即位に備えた内裏改作は結果的にはなかつた。称徳在位中、淳仁がいた内裏は放棄されていたと見られる(渡辺2006)。

称徳→光仁 神護景雲4年(770)8月の称徳の死去後、皇太子に擁立された白壁王は皇太子として「春宮」に入り、同10月に即位するが、その後宝亀3年(199)正月まで「内裏」の語が『続日本紀』に見えないことから、この間の内裏改作の可能性はある(橋本1991)。白壁王は称徳の遺詔を立太子の根拠としており称徳を否定はしなかつたものの(渡辺2001)、自身のご在所としては西宮を忌避し、本来の内裏に入るために改作させたのであろう。改作が即位後に始まるのは、白壁王の即位が、称徳死去後の事態の急展開で実現したからである。前項で検討した内裏Ⅴの年代観から見て、この改作の結果完成したのが内裏Ⅴ期の建物と見られる。

光仁→桓武 光仁は天応元年(781)4月に山部親王に譲位した。山部はすでに宝亀3年(772)の井上内親王廃后・他戸親王廃太子事件後の宝亀4(773)年に立太子していたが、即位まで内裏改作の準備はなされなかつた。光仁天皇自身と藤原氏の永手・百川・良継らの支持を得た山部の場合、後の即位直後に氷上川継の変が生じはするものの、光仁在位中は地位が安泰であつたため改作を急がなかつたと考えられよう。

桓武即位後の天応元年(781)10月から延暦2(783)年いっぱいまで、「内裏」が『続日本紀』に登場しないが、このうち光仁天皇死去に伴う服忌期間である天応元年末から延暦元年末までの1年を除いた1年間に内裏の改作が推測される(橋本1991)。造宮卿のなど造宮省官人の人事が即位直後であつたのに、改作開始がやや遅れる事情については、皇后の冊立や夫人の任命に伴う内裏での同居を考慮したためとする説(橋本1991)がある。前項で検討した内裏Ⅵの年代観から見て、この改作の結果完成したのが内裏Ⅵ期の建物と見られる。

Ⅲ 内裏改作と歴代遷宮

A 内裏改作の意義

IIDでは、天皇の代替わりと内裏の改作状況との関係を文献史学の研究成果を参照しつつ検討し、IIBで検討した遺構変遷との対応関係を明らかにした。その結果を要約し、内裏造替の意義を検討しよう(変遷対照表・平城宮年表)。

元正→聖武 元正天皇への譲位後も国政の実権を握っていた元明太政天皇の死去が、元明の意を受けて年に立太子していた首皇子の地位をも磐石ではなくすことが予想されたために、元明の死で弱体化する元正の治世に梃入れするとともに、来るべき首即位の環境を整えるべく内裏改作が企てられたと評価できよう

聖武→孝謙 天皇として22年間君臨した聖武の不豫が、天平12年以来の彷徨が醸成していた社会不安と貴族層内部での不満を背景に、安積親王をさし措いた異例の女性皇太子であった阿倍内親王に対する反発を表面化させたために、聖武が急いだ阿倍への譲位に向けての準備の一環として、この時期の内裏改作を理解できる。

孝謙→淳仁 聖武太政天皇の死後、藤原仲麻呂の意を受けた孝謙が、聖武の遺詔を無視して強引に大炊王を立太子させた直後から内裏改作に着手したのは、大炊王即位の環境を早急に整える必要性からであろう。この時の改作は橘奈良麻呂の陰謀の発覚で中断し、独裁体制を確立した仲麻呂が大炊王の即位を急いだため、淳仁が入るべき内裏の建設は図らずも即位後にずれ込んでしまった。

淳仁→称徳 淳仁を廃して重祚した称徳は、激しく対立した淳仁のご在所を忌避したのか、即位後も太上天皇時代のご在所を継続使用したため、従来行なわれてきた新帝即位に備えた内裏改作は結果的にはなかった。称徳在位中、淳仁がいた内裏は放棄されていたと見られる。

称徳→光仁 称徳の死去後、皇太子に擁立された白壁王は、称徳の西宮を忌避して本来の内裏に入るために改作させたが、改作が即位後に始まるのは、白壁王の即位が、称徳死去後の事態の急展開で実現したからである。

光仁→桓武 山部親王は即位の8年前に立太子していたが、光仁在位中は地位が安泰であったためか、即位まで内裏改作の準備はなされなかった。即位直後に造宮省官人事を行ったが、皇后の冊立や夫人の任命に伴う内裏での同居を考慮したためか、やや遅れて改作が始まった。

以上をその結果、内裏の造り替えは、元正即位時の改作の有無は不明ながら、代替わり前後に改作していると判明する。しかも改作の着手は、実際の代替わりに先立つことが多く、天皇の代替わりが日程に上がってきたころに、場合によっては、実権を握っている現天皇・太上天皇・皇太后の不予や死による政情不安をも契機としつつ、新帝即位の環境を整える意義を帯びていたと評価できよう。

なお瀧浪貞子氏は、平城宮期における造宮省関係任命記事、催造司設置記事などを根拠として代替わりごとの「宮内遷宮」を主張したが(瀧浪1979)、根拠はそれらの記事のみであり、宮内の造営工事が朝堂院などではなく内裏の新造であって、そこへ「宮内遷宮」したことを立証していない。瀧浪氏は藤原宮でも、文武が「宮城内に持統朝のものとは別個に造られた」新内裏へ「宮内遷都」したと主張し、平城宮においても新造内裏への遷宮であったと見ているから、藤原宮・平城宮での実際の遺構変遷と齟齬があり、小稿の説とも異なる。

B 平安宮の宴の松原と歴代遷宮

平安宮では(第3図)、宮の中軸線を挟んで、内裏と対称の位置に「宴の松原」という広大な空閑地があり、なぜかその後も曹司などに使われる事なく、やがて『三代実録』『今昔物語』『大鏡』に描かれるような物の怪の出る恐ろしい場所として意識されるようになるが、なぜこのような広大な空閑地が宮内に作られたのか。従来、平安京建設者の意識では内裏の造り替え用地として用意されていたが、空海の真言院建設(承和元(834)年・仁明天皇)で、事実上内裏の移動は放棄さ

れたとする説(瀧浪1979・甲元2007)があり、私も同意するが、内裏の移動という発想はどこからきたのか。平城天皇即位時の公卿の奏上に「…国家恒例、就吉之後、遷御新宮、………亮陰之後、更建新宮、古往今来、以為故実、…」(『日本後紀』大同元年七月十三日条)とあるから、歴代遷宮の古い記憶であろうか。しかし、小稿で述べてきたように、平城宮では、内裏の造り替えの中に歴代遷宮の名残があるものの、内裏の位置は終始東区であり、もはや内裏を移動させる伝統は費えていた。ではどう考えるべきか。

この場合、平安最初期の宮廷人の意識を強く束縛した先例の歴史的深度は深くなかったと考えられる。かつて土田直鎮氏は、平安後期から中世の貴族の意識する先例は、9世紀末の寛平、10世紀初頭の延喜の頃までしか遡らないと述べたが(吉田1983)、それ以前でも同様な現象が見られた。

平城宮では内裏の場所は東区で一定していたが、後半期においては、歴史的偶然として淳仁→称徳→光仁(桓武)のご在所が、東区→中央区→東区へと移動した。桓武が光仁を継承して東区をご在所としたのは、大嘗宮の場合と同様に、王朝始祖の場を踏襲する意識が桓武に強かったからであろうが、その前の東区→中央区→東区への移動は、称徳が淳仁の場を忌避し、光仁が称徳の場を忌避したという歴史的偶然の結果であろう。しかし、この偶然は平安最初期の宮廷人の意識を強く束縛したと考えられる。それが平安宮設計時に内裏の造替用地としての「宴の松原」設定の理由であろうし、平城即位時に彼が公卿の勧めに従えば、内裏の移動が実現したであろう。

他方で平城は、譲位後に嗟峨と対立し平城旧宮に戻った。その際に平城旧宮には、中央区には称徳の「西宮」、東区には桓武の内裏跡がまったく同規模(南北630尺・東西600尺)の区画として残っており、どちらに入っても良かったわけだが、平城太上天皇は、桓武所縁の東区でなく中央区を御在所とし、その名称を「平城西宮」とした。平城は桓武が東区を御在所としたことを承知の上で、過去数代が中央区と東区を交互に使ったという「先例」に倣って西区を選択し、称徳朝にそこが「西宮」と呼ばれた事を継承して「平城西宮」としたのである。

C 内裏改作から見た歴代遷宮の意義

では最後に、歴代遷宮の形骸を留めることが判明した奈良時代の内裏造替の様相から遡ってみると、歴代遷宮の意義はどう考えられるのか纏めるとともに、残された課題を記しておく。

a 死穢忌避説の検討

生前譲位での即位は孝徳から始まる。生前譲位するようになれば、即位時に(住居としてであれ祭祀所としてであれ)宮が先帝の死穢を受けることはなくなるが、孝徳も遷宮をしているから、この遷宮と先帝の死去は関係ない。もともとその後も斉明・天智・天武・持統・元明は先帝死去後の即位であった。ただし、宝皇女は難波における孝徳の死に先立って戻っていた飛鳥で即位(斉明)、中大兄は斉明死後称制7年にしてようやく大津宮で即位(天智)、大海人は壬申の乱後に飛鳥浄御原宮を造って即位(天武)、であるから先帝の死穢と遷宮は関係ない。鷗野讃良は天武没後4年で即位(持統)、8年後にようやく遷都したからやはり死穢とは無関係であろう。

基本的に生前譲位の奈良時代の内裏改作は、タイミング的には、実権を握っている現天皇の不予(聖武)、太上天皇や皇太后の不予や死と近い場合があるが(元明死去・聖武死去・光明死去)、直接にそれを契機とするわけではない。

I期→II期 元明の存命中に改作を始め、改作後の内裏に元正、続いて聖武が居住した。改作期間中に元明が「平城宮中安殿」で死去するが、「中安殿」にせよ平城宮中の「安殿」にせよ、改作の契機が元正の死去であったわけではない。

II期→III期 聖武の不予を契機とするものの、聖武・元正ともに存命中に改作を始め、改作後の内裏に聖武、続いて孝謙が居住した。なおII期の東北区のSB8000は御在所正殿と同規模・同形式で格が高いことから、橋本義則氏は元明



第3図 裏松固禪考証 平安宮域復元図
(古代学協会・古代学研究所編1994「平安京提要」角川書店より。一部改変)

太上天皇が居住した建物とするが(橋本1994)、Ⅱ期を武智麻呂の改作以降とすると、元正朝の後半を含むものの、元明の存命期間と合わない。したがってSB8000の居住者を太上天皇とするなら元正しかありえない。ただしSB8000は恭仁遷都時に撤去されたのか、Ⅲ期までは存続せず、平城環都後の元正の御在所は「中宮西院」であり(橋本1993)、「中宮西院」は改作成ったばかりのⅢ期内裏内であろうから、改作と死穢は無関係である。

Ⅲ期→Ⅳ期 当初聖武太上天皇死去直後に着手されたが、これは聖武の死より大炊王の立太子を契機とするよう

で、橘奈良麻呂の乱による延期で、再開中に光明皇太后が死去したが、光明は立后から恭仁遷都まで旧長屋王邸に設けられた皇后宮に居住し(渡辺1995)、平城環都後は宮寺となった旧藤原不比等邸に居住したから(橋本1993・渡辺1995)、その死穢と内裏は無関係である。

Ⅳ期→Ⅴ期 称徳死去の直後であるが、称徳は西宮に居住していたし、Ⅳ期内裏は淳仁廃位後放棄されておりそこで死者が出たわけではないので、改作と死穢は無関係である。

Ⅴ期→Ⅵ期 光仁の喪明け直後から改作にかかったようだが、Ⅵ期内裏の御在所正殿はⅤ期のままであり、先帝の死穢を意識してはいない。

以上の検討からみて、生前讓位が始まった孝徳以降、歴代遷宮が続いていた持統までと、歴代遷宮がなくなった文武以降を通じて、先帝の死穢とは無関係に遷宮ないし内裏改作が行われていたことが判明した。

皇極以前の遷宮についても、井上光貞氏が前帝崩→前帝殯→前帝葬→新帝即位→遷宮を皇位継承の本来型としたのに対して(井上1884)、吉村武彦氏が新帝即位→前帝葬つまり殯の儀礼中に即位が行われる例が少なくないことから即位と死穢忌避を過度に関係付けられないと主張したことを参照すれば(吉村1989)、新帝即位→遷宮→前帝葬の例があることからみて(清寧・仁賢・継体・敏達)、遷宮と死穢忌避を過度に関係付けられないことが再確認できる。

ただし、奈良時代において天皇や太上天皇の死穢への配慮が消滅したかどうかは別に検討を要する。中央区第Ⅱ期の称徳「西宮」の中心殿舎SB6610・6611・7150のうち寝殿に当たるSB7150は、柱抜取痕跡から他の建物より若干古い土器が出土していることから、平安時代に天皇の没後その寝殿をとり壊す慣例があったことを参照して、称徳死去後にSB7150を取り壊した可能性が考えられている(奈文研1993)。この観点から、平城宮内裏、特に御在所地区での主要建物の建て替えや位置の移動状況を確認しておこう。

元明太政天皇はⅠ期からⅡ期への改作期間中に死去するが、死去の場所が「中安殿」ないし宮中の「安殿」であって、内裏との関係が明らかではない。

元正太政天皇はⅢ期竣工直後に死去するが、死去の場所が中宮西院とされており、おそらく内裏の未調査部分に当たるためか、遺構として把握されていない。Ⅱ期のSB8000が恭仁遷都までの元正のご在所であった可能性が強いが、遷都時に撤去されたためかⅢ期まで残っていない。

聖武太上天皇は、天平勝宝8歳5月、Ⅲ期存続期間中に「寝殿」で死去する。寝殿の場所は定かではないが、天平勝宝9歳に始まり中断を経て天平宝字4年に再開される改作で成立したⅣ期内裏では、御在所正殿SB4645をⅢ期の御在所正殿SB4703Bの位置とまったく重複しないように南にずらし、御在所後殿SB4704はⅢ期正殿SB4703Bの位置と重複しながらも東北方向にずらしている。Ⅲ期SB4703Bの位置と完全に重複するのを憚った感がある。このことからⅢ期SB4703Bを聖武死去の「寝殿」と見ても荒唐無稽ではなからう。(注7)

称徳のご在所は西宮であり、称徳在位中は東区内裏は放棄されていた(渡辺2006)。光仁はご在所を東区内裏に戻したので、内裏Ⅳ期とⅤ期は時間的に接続していないが、Ⅴ期の建設に際して、中心殿舎の位置をずらすとともに、建物配置に大幅な変更を加えている。①Ⅴ期内裏正殿SB447と御在所正殿SB452はⅣ期内裏正殿SB450Bの位置を避けるようにその南北に配され、②Ⅴ期御在所脇殿SB253はⅣ期正殿地区第一脇殿SB440と北面回廊SC254の位置を避けるように、それらの隙間に東西棟として建て、③Ⅴ期皇后宮正殿SB4705はⅣ期御在所後殿SB4704と重複しつつも軸を西にずらし、④Ⅴ期皇后宮脇殿SB4670・4680はⅣ期御在所脇殿SBSB260B・4660Bの位置を避けて北側にずらし、⑤皇后宮前殿SB4650(Ⅴ期かⅥ期か『学報XⅢ』の記述不統一)はⅣ期御在所正殿SB4645を避けて北にずらすなど、細心の配慮を行っている。遺構図を重ねてみると、Ⅴ期の内裏主要殿舎はⅣ期主要殿舎の隙間に嵌め込んだ感があり、Ⅴ期の建物配置のアンバランスの成因はその点にある。Ⅳ期からⅤ期への改作は、天皇や関係者の死とは無関係であるが、天武系から天智系への皇統の交替もあり、廃帝の憂き目を見た不吉な淳仁の痕跡の消去・リセットを周到に意図した可能性が高い。

これと逆にⅤ期からⅥ期への改作は、正殿地区・御在所地区を造り替えせず、後宮部分のみの造り替えに留め、建物

の位置も変えていない。光仁太上天皇はV期存続期間中に死去するが、場所が内裏でなく楊梅宮などであったことによる可能性がある。いずれにせよ、筆者がすでに検討した大嘗宮でも、桓武は光仁大嘗宮の位置や規模を踏襲する意図が明白であり、天武系に替わる新王朝樹立の意識を強く持っていた桓武が、復活した天智系王統の始祖としての光仁との血統的つながりの具体的表現をきわめて重視した状況(岩永2006)と同様の背景が考えられよう。

以上によって、内裏居住の天皇や太上天皇の死穢に対しては、当該建物の撤去で処理していた可能性を考えておきたい。なお瀧浪貞子氏は、死穢の解消が歴代遷宮から藤原京・平城京における宮内遷都(遷宮)へ、さらに平安時代には天皇死去建物(清涼殿など)の解体・建替えへと変化し、譲位の場合は鎮祭に解消されたと見るが(瀧浪1979)、建物の解体は別として、死穢忌避と遷宮を結び付けるべきでないことは上述の通りである。

b 皇子宮内裏化説の検討

天皇宮と皇子宮の並存に起因する後者の内裏化説はどうか。

平城宮では、長安城に倣って常設の東宮を設け、皇太子は東宮(東院・楊梅宮)に入ったが、即位後は内裏に移った。即位後の天皇は折に触れて東宮を利用はしたが、東宮そのものが内裏化したのではない。皇太子の制度ができるのは浄御原令であるが、初例は珂瑠皇子(文武)であって、藤原宮内の東宮に居住したが(書紀持統十一年二月甲午条、同三年甲辰条)、残念ながら遺構は未発見である。常設の東宮はいつ出現したのか。

天武朝以前の皇子達はそれぞれ別々に宮を持っていたが、葛城(中大兄)・大海人・草壁の3名は一時期嶋宮に入った。この3名は後に即位したか即位を予定された有力な皇子であるので、嶋宮を皇位継承予定者が入る東宮的性格を持った宮とする説がある(秋山1976、岸1981-1988、小沢1995)。他方で嶋宮を東宮とはみなさない説(秋山1976、荒木1985、仁藤1986)もある。

秋山日出男氏は、嶋宮の伝領関係に注目し、古代の宮の研究において歴代遷宮が常態のように扱われてきた事を批判し、継続と継承・伝領がむしろ「宮」一般の性格であるとした(秋山1976)。しかし荒木敏夫・仁藤敦史氏は、皇子宮をはじめとして王族が個々に宮を造営し、伝領する分散居住が一般的であったのは、王族・貴族が都城に宅地を班給され集住を強制される都城制成立以前であって、嶋宮は特定の王族が伝領した宮ではあっても東宮ではなく、皇太子が他の親王・諸王と隔絶した地位と機構を有して東宮に居住するようになったのは都城制成立以後と指摘した(荒木1985、仁藤1986)。さらに重美泰氏は、嶋宮を大海人-草壁に継承された宮であるが、中大兄は嶋宮でなく小墾田宮を宮としたと考えている(重美2007)。

嶋宮が東宮であっても、東宮ではなく一般の皇子宮と大差ないものであっても、皇子が即位すれば飛鳥正宮に移るのであって、その正宮の位置が移動する根拠を、皇子宮がそのまま天皇の宮になることに求める事はできない。皇子宮がどこまで遡るのが問題であり、遺構が確認できる例は厩戸皇子の斑鳩宮であって7世紀初頭まで遡る(荒木1985)。さらに前は史料上では、6世紀後半の押坂彦人大兄皇子の水派宮、穴穂部皇子の宮などが知られる(仁藤1990)。仁藤敦史氏は、歴代遷宮の父子別居説について、当時の分散的な権力構造を考慮し、皇子宮が大王宮へ昇格するという現象面に限ってであれば承認できるとした(仁藤1992)。しかし、皇子宮がそのまま王宮に昇格した実例があるか否かは依然として問題であって、歴代遷宮段階の王宮(6世紀以前はほとんど判っていないが)の場所およびその下層における皇子宮遺構の存否を考古学的に確定するしかない。(注8)

c 治世更新のための新規設定とその変容

皇子宮を王宮に昇格させるのではなく、前大王の没後に群臣の推挙で新大王を決めた後、適地を卜定し檀を設けて即位式を行った場所を宮地化(和田1969)、新大王が支配機構の再編成のために遷宮を実施(仁藤1992)、即位式の一環として統治権の付託を受ける神聖な場所として新宮を選定(熊谷2001)、治天下大王を選出する群臣の意向で新宮を選定(吉村2005a・b)といった新規設定説はどうか。

皇子宮などの前身施設がない土地に新規に建設したかどうかは、歴代遷宮段階の王宮の下層における状況を考古学的に確定するしかない。

卜定や有力氏の意向であれば宮の場所が分散しそうだが、雄略以降の宮はほとんど三輪山・耳成山・畝傍山を結ぶラインの東側に収まってしまふ。これは、そもそもの大王家の勢力範囲と関係があろうし、大王とヤマト王権を支える諸豪族との関係が、豪族が大王を推戴するのみならず、各豪族の政権内での地位が代替わりごとに新大王から更新・確認されなければならなかったことからすれば(吉村1989)、その時々有力豪族の都合で任意に宮の場所を決められたわけではないことを示す。

生前讓位が出現し、律令制国家機構が整備されるにつれ、代替わりごとの群臣の推挙と支配機構の再編(朝廷機構の再構築)を不要とする時代になっているうえ、浄御原宮以降、大極殿で即位式をするようになれば、即位地(神から統治権の付託を受ける神聖な場所)と宮の場所は固定してしまうにもかかわらず、代替わりごとの宮の造り替えを続けている。

その必要性を考えてみよう。天皇の権能の強化と天皇による支配の安定化・正当化の論理の模索が、顕著に表面化する時期は2回ある。

7世紀後半～8世紀初頭には、氏姓制度に基づく有力氏による中央政治の分掌体制から官司制への切り替えの中で、統治・支配のための官僚機構・法制が急速に整備された。さらに8世紀初頭には、大極殿での即位儀の整備や平城宮中央区の宮殿プランの中に唐を範とする小帝国・専制君主指向が伺えるようになり、天皇の権能の強化が表面に出てきた。

その間、豪族層は強権的に推進された官僚化にさらされただけでなく、壬申の乱などの政変に巻き込まれることによって、実質的には上下に分解しつつあった。しかし天皇の支配が支配者集団としての畿内の有力氏族に支えられており、その安定化のためには、議政官を出す母体たる有力氏の勢力均衡の上に立った共同体制を、健全な政治形態として維持する必要があるという建前が、その後の奈良時代を通じて藤原氏の優位性の顕在化と反比例して形骸化してはいくものの、この時期にはまだ根強く、これは天皇の専制君主化とは齟齬があるが、有力氏を権力核の藩屏としてその周囲に結集させる必要があった。

以上のように、天皇による支配とその権力を強化するとともに、安定化・正当化するためには、唐に範を採った当時最新の機構と法制の整備だけでは十全でなく、大化前代の政治組織(ウヂごとの職務分掌やウヂの代表者による合議)やウヂごとの系譜や神話、などの古い歴史的資源を整理統合・換骨奪胎・再構成して、天皇家を中心とする天孫降臨神話・国譲り神話・祖先神系譜を体系化し、大嘗祭などの宮廷儀礼を創出するとともに、多数の朝堂を持つ朝堂院構造(藤原宮朝堂院、平城宮東区朝堂院)を存続させる擬古的方式を併せ用いることによって、権力中枢を構成する諸ウヂの共同幻想を醸成・再生産することが必要であった(注9)。

歴代遷宮停止後に内裏改作の形で残った天皇の居住地の更新の意義は、上記のような擬古的方式の一環として評価できる。大嘗宮正殿の場所をずらしての建設の場合と同様に(岩永2006)、モータルな存在としての王が日々交替することによる王権の永遠化のために、先代の時の施設にリセットをかけて始源の状態に戻すことが必要と意識されたと推定したい(注10)。機構と法制による支配は、この段階では、多分にマジカルで前時代的な諸装置(神話・儀礼・系譜)で裏打ちされないと維持しにくいものであった。もちろん改作といっても現実的には全面的改作はしにくいので、部分的に留まる場合

も多いが、光仁即位時には内裏中枢部はすべて更新するなど、奈良時代の間は実行され続けた。

8世紀末～9世紀初頭には、天皇の権能と支配の神話的正当化が背後に退き、中国の皇帝像への接近を図る(郊祀祭天・儀式唐風化など)とともに、奈良時代における諸氏族の盛衰を前提に、氏族系譜を再確認して世襲的支配従属関係を再活性化しようとした(坂上2001)。こうした動きの中で平安宮では、大嘗宮が移動を止めて朝堂院第二堂前で固定してしまったように(注11)、天皇の代替わりごとの施設の更新としての内裏の改作は、急速に形骸化していったことが予想されるが、平安宮における内裏改作状況を把握し、奈良時代との相違を確認する作業は今後の課題としたい。(注12)

※ 注 ※

(注1) 飛鳥宮跡(第2図)の内郭南院の中心建物SB7910は、従来内裏正殿に当たると見る説が有力であったが、第153・155次調査によって内郭北院で2棟の大型東西棟建物が発見されたことによって、内裏正殿ではなく出御空間(内郭南院)の正殿としての内裏前殿であり、「大安殿」に当たる可能性が大きくなった(渡辺2006)。従来、平城宮における「大安殿」が内裏正殿か東区大極殿下層建物SB9140か議論となっていたが、飛鳥宮第153・155次の成果との対比によって、SB9140が飛鳥宮のSB7910に相当し「大安殿」である可能性が強くなった(渡辺2006)。

(注2) 藤原武智麻呂の主導による宮内改作の評価が割れている。①養老5年9月頃から天平6年頃に及び、内裏・大極殿・朝堂を含む宮内各所とみる説(今泉1983)。②養老年間の改作と神龜年間の改作を区別し、武智麻呂の改作は前者のみで元正天皇の治世を飾るものであり、後者は聖武即位後に催造司主導で行われ、宮の一部に過ぎず内裏に及ぶ規模ではないとする説(橋本1991)。①説は東区上層大極殿・朝堂院の建設を養老～天平初年と見ており、この点は今日では成り立たない。筆者は②説に従い、内裏Ⅰ期からⅡ期への造替を、推定される実年代から見て、武智麻呂主導の改作に当てるのは妥当と考える。そしてその評価については②説と異なり、本文中に述べたように、聖武即位を目指す要素を認めておきたい。

(注3) 天平18～19年の改作の結果完成したのが内裏Ⅲ期と考えると同時に、東区上層大極殿・朝堂院の建設年代については、注4で述べるように天平勝宝年間説を支持したい。そうすると、『学報XⅢ』の見解と異なり、内裏Ⅲ期の存続期間中に東区は下層から上層に造り替えられたことになり、軒瓦6225-6663のセットは、上層大極殿・朝堂院よりも内裏の方で一足早く葺かれたことになる。

佐川正敏氏は東区出土の6225-6663を詳細に検討し、製作時期が新しくなるに連れて、6225の接合式から一本造りへの変化、6225Cから6225Aへの変化、6663Cの曲線顎Ⅰから曲線顎Ⅱへの変化が生じることを明らかにし、それが平城宮内での主要供給地の変化と対応することを突き止めた(佐川1993)。すなわち、製作時期が古いもの(6663C曲線顎Ⅰ・6225C・6225接合式)が上層朝堂院に多く、そこから上層大極殿→内裏へと北上するにつれて新しいもの(6663C曲線顎Ⅱ・6225A・6225一本造り式)が増える。ただし瓦の製作時期の新旧がただちに供給先建物の造営順を示すわけではなく、恭仁遷都直前に立案された平城宮造営計画に基づいて製作が始まった軒瓦がストックされており、環都後に平城宮の造営が再開されてから、ストック分と新調分を一括して収納したため、供給時に新旧が截然とは分かれなかった(佐川1993)。『学報XⅣ』の見解では、東区上層大極殿・朝堂院の造営を環都直後の天平18・19年と見ているが、小稿では内裏Ⅲ期の造営を天平18・19年、東区上層大極殿・朝堂院の造営を天平勝宝年間と見るので、佐川氏が指摘した瓦の製作時期の新旧と供給先建築の造営時期とがちょうど逆転する。これを不合理と見て、内裏と大極殿・朝堂院の改作年代を逆転させる意見が出る可能性があるが、これについては以下のように考える。環都後に内裏・大極殿・朝堂院の全体的改作が計画され、6225-6663の製作が再開された。その際に瓦の保管場で、きわめて単純化して表現すれば、以前からのストック分が傾向として「奥」、新調分が「手前」に置かれたために、供給に当たっては手前側の新調分から先に使うことになった。内裏→大極殿→朝堂院と工事

が南下するにつれ新調分が減ってストック分を多く使うことになり、朝堂院南門(265次)では6225A・C-6663Cより瓦Ⅱ-1期の6311A・B-6664D・Fの方が多いため、6225-6663の不足を他型式で補うに至ったことを示す。したがって6311A・B-6664D・Fの使用を根拠に朝堂院南門の建設年代を大極殿などより早く考える必要は無い。

(注4) 東区上層大極殿・朝堂院の建設年代に触れておかざるを得ない。1980年代まで平城環都前か後かで鋭い意見の対立が見られ、1990年代に入ってようやく平城環都後とする見解に収束してきたが、環都直後か天平勝宝年間かで対立がある。その結論を左右するのは以下の点である。

天平勝宝元年(749)に孝謙が即位した建物が、(a)SB9150(上層)であれば、建て替え年代は平城環都後から天平勝宝元年6月までの間である。孝謙即位が(β)SB9140(下層)の場合、平城宮の「大安殿」が(I)SB9140でなければ、建て替え年代は天平勝宝元年8月以降である。孝謙即位が(β)SB9140で、平城宮の「大安殿」が(Ⅱ)SB9140の場合、天平勝宝2年1~2月に見られる「大安殿」が(X)薬園宮ないし大郡宮の建物であれば、建て替え年代は天平勝宝元年8月以降となる。孝謙即位が(β)SB9140で、平城宮の「大安殿」が(Ⅱ)SB9140の場合、天平勝宝2年1~2月に見られる「大安殿」が(Y)平城宮内であれば、建て替え年代は天平勝宝2年3月以降となる。

近年の諸説は以上のいずれかとなる。SB9140・9150の発掘報告者はaであり、天平18・19年とする(奈文研1993)。小沢毅氏はβ-Iであり、天平勝宝年間を工事期間とする(小沢1996)。渡辺晃弘氏は、β-II-Xであり、さしたる理由もなく元日朝賀の中止が続いた天平勝宝年間を建て替え期間としている(渡辺2006)。平城宮大安殿の比定如何にかかわらず、小沢氏・渡辺氏の結論は同じで、私もこの説に従う。

(注5) 大郡宮の所在と様相について言及しておく。孝謙は即位後しばらくの間、大郡宮を御在所とした。天平勝宝元年10月から2年に見られる大郡宮は元宴で薬園宮と併用されることから薬園宮と近接し(橋本1991)、薬園宮は大和郡山市塩町付近が有力候補地であるから、大郡宮も平城京九条大路の南側に位置していた可能性が大きいと考える。大郡・小郡は筑紫や難波の場合、外国使節を迎える際の儀礼的応接施設(八木1983)ないし外交用庁舎(直木1977)であったから、天平勝宝元~2年に見られる大郡宮も、平城京に羅城門から入京しようとする外国使節に備えた施設と考えられる。天平勝宝2年の大安殿(渡辺説では薬園宮)における元日朝賀後、五位以上の一部の官人には大郡宮で、他は薬園宮で宴を賜ったように、両宮を使い分けている。薬園宮は孝謙の大嘗祭にも用いられているから、元日朝賀や大嘗祭に使えるような広い空間があったのに対し、大郡宮はさほど広くはないが薬園宮より格式が高い建物が有ったことによるのであろう。

(注6) 中央区第Ⅱ期が聖武太上天皇のご在所として建設されたとする説を検討しよう。仁藤敦史氏は、中央区第Ⅱ期の建設開始年代を天平勝宝元年とし、SB7802出土の木簡が示す天平勝宝5年は、建設開始の上限年代を示すのではなく、北半の主要殿舎の造営後まで目隠しとして残されていたⅠ期南面築地回廊が最終的に解体された年代であって、Ⅱ期殿舎には当初、聖武太上天皇が居住したとする(仁藤1998)。これは妥当であろうか。第Ⅱ期殿舎群の建設年代についてはかつて説が分かれていたが、平城宮軒瓦の編年研究が進んだことで絞込みが可能となった。Ⅱ期殿舎群所用軒瓦は6134A-6732A、6133A-6732Cが知られていた(奈文研1982)。1998年の第295次調査で、主要殿舎の1棟であるSB17870の所用瓦が6130B-6718Aと判明した(奈文研1999)。6130Bはかつて瓦Ⅱ期後半に置かれたこともあったが、軒平瓦6732A・6732C・6718Aは曲線顎Ⅱであって、近年の精緻化した平城宮軒平瓦編年によれば瓦Ⅳ期に下り、天平勝宝元年まで上げるのは難しい(奈文研1991)。軒丸瓦6134A・6133A・6130Bも瓦Ⅳ期に下げて問題ない。したがって、仁藤氏が主張するように、Ⅰ期南面築地回廊の解体(天平勝宝5年頃)に先駆けてⅡ期北半殿舎群が建設されていたとは言えず、最初の居住者は聖武太上天皇ではない。したがって、天平勝宝年間に東区の内裏を孝謙天皇の「東宮」とし、聖武太上天皇の「西宮」との並存を考える仁藤氏の構想には無理がある。

また仁藤氏は、天平勝宝4年の東大寺開眼供養時の留守官構成で東宮2名、西宮1名とあることから、東宮を内裏地区、西宮を中央区第Ⅱ期に当てると、上で述べたように、この時点で中央区第Ⅱ期はできておらず西宮には

当てられない。したがって、平城環都直後のSK820から出土した「西宮兵衛」木簡を根拠に、この時点での西宮を内裏地区に当て、東宮を東院地区に当てる通説に従っておきたい。西宮より東宮に留守官が多いのは、宇奈多理神社北側で大型建物からなる重要施設が続々と発見され始めた現状から見て怪しむに足りない。

(注7) 仁藤敦史氏は、注6でも触れたように、中央区第Ⅱ期(「西宮」)を天平勝宝元年からとし、最初の居住者聖武太上天皇は、「西宮」の正殿で死去したと考える(仁藤1998)。しかし、すでに述べたように、中央区第Ⅱ期の中心殿舎SB6610・6611・7150のうち最も早く解体されたSB7150の柱抜取痕跡出土の土器はV期であり、聖武の死去年代(天平勝宝8歳)とは合わない(奈文研1993)。したがって、聖武の死去地を中央区第Ⅱ期とはしがない。

(注8) 平安宮の東宮は、内裏の東南側の区画、後世の宮城図で「西前坊」ないし「西雅院」と呼ばれた一画にあった。山下克明氏によれば、桓武朝から醍醐朝の保明親王までの皇太子は東宮に居住したが、道真の怨霊の仕業とされた保明新王の死去をきっかけに凶事の場として忌避され、皇太子の内裏後宮殿舎居住が始まり、摂関期に一般化した幼少皇太子の擁立によってそれが常態となって東宮は廃棄された(山下1981)。この場合、内裏が東宮を吸収したといえよう。

(注9) ただし肝心の天皇家内部での皇位継承方式については、天武系の中で持続の血を引く系統のみが重視されるようになったため、文武以降、外戚としての藤原氏の意向という要素が入り込み、それを元明即位以降「不改常典」を持ち出して正当化しようとしたために、他の天智系・天武系皇親勢力との緊張関係が途切れることなく続いた。そのため、浄御原令で皇太子制が成立していたものの、実質的な最高権力者(太上天皇ないし天皇)の不予や死去のたびに、次期天皇予定者=皇太子の地位が不安定となった(岸1966)。継承の不安定さを補うために譲位により新天皇を確定し後見する体制が導入されたが(仁藤1990b)、太上天皇の実権掌握が天皇の権威・権力との関係で未整理の問題を残すことになった。

持続以降の奈良時代の太上天皇の権能については、天皇と同等の大権を掌握したとみる説(春名1990)、法制上同列だが、官僚機構による制度的権力を持つ天皇と人格的権威をもつ太上天皇が相互補完的に役割分担するが、実質的には天皇より上位であったとする説(仁藤1990・1996)、法制上同列ではないが実態は同等とみる説(筧1991・1992)などに分かれている。いずれにせよ、平城太上天皇と嵯峨天皇の衝突が薬子の変の原因となり、その収束後、嵯峨によって太上天皇の権力の骨抜きがなされることとなった(瀧浪1980、橋本1986b、春名1990)。しかし11世紀末に至って、若い天皇と摂関とでは処理できない政治的難題の噴出が、自身の子に天皇位を譲って気楽な引退生活を送ることを理想としていた太上天皇を、再び政治の前面に押し出すこととなる(坂本1991、仁藤1990b・1996)。

(注10) 代替わりごとの世界の更新の必要性は、こうした観念的・マジカルな面が薄らいでも消滅したわけではない。むしろ実質的な表現が必要とされ、天皇の即位後に「代替り」の法を發布する慣習(代替り新制)、さらには天皇の代替りによって国家が維新を迎えるという考え方に繋がって行くのではなかろうか。代替り新制は平城・嵯峨・清和に実施され、宇多の「寛平新制」以降、醍醐・村上・花山・一条・三条・後一条・後朱雀・後冷泉・後三条・白川・堀河・鳥羽・崇徳・近衛・後白河・二条・六条・高倉と、幼帝・病弱などの事情がない限り、成年に達すると發布された(保立1996)。

(注11) 元正から光仁に至るまで大嘗宮正殿の40尺移動原則が遵守されたが、桓武がほとんど光仁大嘗宮の位置を踏襲したため、移動は朝堂第二堂前で停止した。平安宮での状況を遺構で確認することはできないが、『貞観儀式』などの記載では「朝堂第二殿前」とされている。その位置が平城天皇の大嘗宮から固定していたとすれば、その理由は桓武大嘗宮の位置を先例として踏襲した以外に考えられず、他に合理的説明は不可能である。

(注12) 10世紀後半以降については、橋本義彦氏の詳細な研究があり、村上天皇の天徳4年(960)の内裏焼亡以降、内裏の頻繁な焼失と再建が繰り返され、天延4年(976)の焼亡時に円融天皇が太政大臣藤原兼通の堀河第に移って以降、里内裏が増加していく(橋本1986)。ただし、天徳4年以降も本来の内裏を再建してそこへ戻るのが原則であり、その後百年間で内裏以外にいたのは約3分の1であるという(大津2001)。

※参考文献※

- 秋山日出男 1976 「古代の「宮の伝領」について—飛鳥の嶋宮を通じて—」『柴田實先生古希記念日本文化史論叢』
- 阿部義平 1984 「古代宮都中枢部の変遷について」『国立歴史民俗博物館研究報告』3
- 荒木敏夫 1985 『日本古代の皇太子』吉川弘文館
- 井上光貞 1984 「古代の王権と即位儀礼」『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会
- 今泉隆雄 1980 「平城宮大極殿朝堂考」『日本古代史研究』吉川弘文館
- 今泉隆雄 1983 「8世紀造宮官司考」『文化財論叢』同朋舎
- 岩永省三 2006a 「大嘗宮移動論」『九州大学総合研究博物館研究報告』第4号
- 岩永省三 2006b 「大嘗宮の付属施設」『喜谷美宣先生古希記念論集』
- 大津 透 2001 『道長と宮廷社会』講談社
- 小沢 毅 1988 「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」『橿原考古学研究所論集』第九 吉川弘文館
- 小沢 毅 1995 「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮」『文化財論叢』II 同朋舎出版
- 小沢 毅 1996 「宮城の内側」『考古学による日本の歴史』5 雄山閣
- 笥 敏生 1991 「古代王権と律令国家機構の再編—蔵人所成立の意義と前提—」『日本史研究』344
- 笥 敏生 1992 「古代太上天皇研究の現状と課題」『古代史研究』11
- 加茂正典 1983 「大嘗祭“辰日前段行事”考」『文化史学』39号
- 岸 俊男 1966 「元明太上天皇の崩御—八世紀における皇権の所在—」『日本古代政治史研究』塙書房
- 岸 俊男 1966 「光明皇后の史的意義」『日本古代政治史研究』塙書房
- 岸 俊男 1981 「皇子たちの宮」『季刊明日香風』1
- 岸 俊男 1988 『日本古代宮都の研究』岩波書店
- 熊谷公男 2001 『大王から天皇へ』講談社
- 久米邦武 1891 「神道は祭天の古俗」『史学会雑誌』2-23・24・25
- 倉林正次 1971 「大嘗祭の成立」『古代の日本』2 角川書店
- 甲元眞之 2007 「横山先生と九州の考古学」『横山浩一先生追悼文集』
- 坂上康俊 2001 『律令国家の転換と「日本」』講談社
- 坂本賞三 1991 『藤原頼通の時代』平凡社
- 坂本賞三 1991 「王朝国家とは何か」『争点日本の歴史』3 新人物往来社
- 佐川正敏 1993 「屋瓦」『平城宮発掘調査報告XIV』奈良国立文化財研究所
- 瀧浪貞子 1979 「歴代遷宮論—藤原京以後における—」『史窓』36
- 瀧浪貞子 1980 「薬子の変と上皇別宮の出現—後院の系譜(その一)—」『史窓』38
- 田村圓澄 1964 「古代遷宮考」『史淵』第92輯
- 田村圓澄 1975 『飛鳥・白鳳仏教論』雄山閣
- 直木孝次郎 1968 「建国神話の虚構性」『歴史学研究』335・337
- 直木孝次郎 1971 「難波遷都と大化改新」『人文研究』22-4
- 直木孝次郎 1974 「古代国家の形成と飛鳥の都」『飛鳥村史』上
- 直木孝次郎 1977 「難波小郡宮と長柄豊碕宮」『難波宮と日本古代国家』塙書房
- 奈 文 研 1962 『平城宮発掘調査報告II』奈良国立文化財研究所
- 奈 文 研 1982 『平城宮発掘調査報告XI』奈良国立文化財研究所
- 奈 文 研 1991 『平城宮発掘調査報告XIII』奈良国立文化財研究所
- 奈 文 研 1993 『平城宮発掘調査報告XIV』奈良国立文化財研究所

- 奈文研 1995 『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』 奈良国立文化財研究所
- 奈文研 1999 「第一次大極殿地区の調査-第295次・第296次」『奈良国立文化財研究所年報1999-III』
- 仁藤敦史 1986 「嶋宮の伝領過程」『古代史研究』5
- 仁藤敦史 1990a 「古代国家における都城と行幸―「動く王」から「動かない王」への変質―」『歴史学研究』613
- 仁藤敦史 1990b 「律令制成立期における太上天皇と天皇」『別冊文芸 天皇制』河出書房新社
- 仁藤敦史 1992 「倭京から藤原京へ―律令国家と都城制―」国立歴史民族博物館『研究報告』45
- 仁藤敦史 1996 「太上天皇制の展開」『歴史学研究』681
- 仁藤敦史 1998 「平城宮の中宮・東宮・西宮―殿舎名称の変遷と権力構造の分析―」『古代王権と都城』吉川弘文館
- 橋本義則 1991 「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史的変遷」『平城宮発掘調査報告XIII』
奈良国立文化財研究所
- 橋本義彦 1986a 「里内裏沿革考」『平安貴族』平凡社
- 橋本義彦 1986b 「“葉子の変”私考」『平安貴族』平凡社
- 春名宏昭 1990 「太上天皇制の成立」『史学雑誌』99-2
- 保立道久 1996 『平安王朝』岩波書店
- 八木 充 1965 「大和国家機構と都宮」『山口大学文学会誌』16-1
- 八木 充 1966 「律令制都宮の形成過程」『日本書紀研究』2
- 八木 充 1974 『古代日本の都 歴代遷宮の謎』講談社
- 八木 充 1983 「筑紫大宰とその官制」『大宰府古文化論叢』上 吉川弘文館
- 山下克明 1981 「平安時代初期における『東宮』とその所在地について」『古代文化』33-12
- 吉田 孝 1983 『律令国家と古代の社会』岩波書店
- 吉村武彦 1989 「古代の王位継承と群臣」『日本歴史』496
- 吉村武彦 2005a 「古代の政事と藤原京・平城京」『律令制国家と古代の社会』塙書房
- 吉村武彦 2005b 「都城の成立」『古代史の基礎知識』角川書店
- 和田 萃 1969 「殯の基礎的考察」『史林』52-5
- 渡辺晃宏 1995 「二条大路木簡と皇后宮」『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』
奈良国立文化財研究所
- 渡辺晃宏 2001 『平城京と木簡の世紀』講談社
- 渡辺晃宏 2006 「平城宮中枢部の構造―その変遷と史的位置―」『古代中世の政治と権力』吉川弘文館

